

公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究データの保存等に関するガイドライン

平成 30 年 12 月 1 日
令和 3 年 10 月 12 日改正

1 趣旨

このガイドラインは、公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程（平成 22 年規程第 78 号。以下「規程」という。）第 29 条第 2 項の規定により、本学において保存又は開示する研究データの内容、保存方法、保存期間、開示方法等に関し必要な事項を定める。

2 定義

(1) このガイドラインにおいて、「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する次に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

ア 文書（実験ノート等を含む。）、数値データ、画像等の「資料」、録音データ

イ 実験試料、標本等の「試料」

ウ 装置

(2) このガイドラインにおいて、「研究者等」とは、本学の教職員、学生その他本学において研究活動に従事している全ての者をいう。

3 研究データの保存

(1) 研究者等は、論文、報告等研究成果発表の基となった資料及び試料及び自らが作成又は取得した研究データについて、事後に利用及び検証できるよう責任を持って適切に保存・管理しなければならない。

(2) 実験、観察等の研究活動において、その過程を実験ノート等に記載するものとする。この場合において、実験等の操作のログ、データ取得の条件等事後の利用及び検証が可能となる十分な情報を記載し、及び記録後に改変できないための措置を講じなければならない。

(3) 資料の電子化データは、記述データに関する作成日や分類等の付加情報（メタデータ）を整理・管理し、適切なバックアップの作成により、再利用が可能となるよう保存しなければならない。

(4) 電子化された研究資料を保存する場合、インターネットに接続されている端末あるいはハードディスクを研究データ保存用として使用する場合には、適切な情報セキュリティ対策が講じられていなければならない。

4 保存期間

(1) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄するこ

とも可能とする。

- (2) 試料及び装置は、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間保存するものとする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例 不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（例 生物系試料など）については、この限りでない。
- (3) 論文等研究成果の発表の根拠とはならなかった研究データや、使用する予定のない研究データ等については、当該研究者、研究責任者、学科・学部の長等が必要に応じ、保存期間を判断するものとする。

5 異動又は退職時の取扱い

- (1) 研究者等が異動又は退職により転出する場合は、転出する前に、当該研究者等の研究活動に係る資料のうち保存すべきものについて、当該研究者等が電子化によるバックアップをとるなどの措置を講じて事務局経営企画グループに提出するか、若しくは、転出後の所在を明確にし、追跡可能な状態にしておかなければならない。
- (2) (1) により提出されたデータ等は、事務局経営企画グループにおいて、保存期間が満了するまで適切に保存・管理するものとする。詳細については別途定める。

6 開示

- (1) 研究者等及び研究責任者等は、規程第16条に規定する調査委員会から研究データの開示を求められた場合は、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ開示しなければならない。なお、異動又は退職により転出した場合もその責を負うものとする。
- (2) 研究者等の異動先の機関が実施する調査への協力が求められたときは、保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

7 管理者の責任

- (1) 学部の長は、データの保存状況について適宜、確認し、教育・指導及び環境整備に努めなければならない。

8 その他

- (1) 研究データのうち、取扱いに法的規制があるもの、倫理上の配慮を必要とするもの等は、その適用される法令等に基づき、取り扱うものとする。
- (2) 研究データのうち、プロジェクトや共同研究等で得られたデータあるいは外部から受領したデータについて、契約等により別途定めがある場合はそれに従うものとする。
- (3) 研究成果物は、競争的資金等を配分する機関の定めるところにより取り扱うものとする。

附 則

このガイドラインは、平成30年12月1日から実施する。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月12日から実施する。